

## 刑法における男女の取り扱いの同等性（二・完）

—アメリカの矯正処遇を中心として—

中 村 秀 次

### 目 次

- まえがき
- 一 犯罪の構成と評価をめぐる男女差
  - 二 量刑上の不平等性（以上熊本法学五十一号）
  - 三 行刑上の不平等性（以下本号）
- あとがき

### III 行刑上の不平等性

アメリカでは一九七〇年代初めまで、女性矯正施設とその収容者は、歴史家からも、社会学者や刑事司法の専門家たちからも概ね無視されていたよう見える<sup>(1)</sup>。一般に刑罰改革や女性の権利に関しては繰り返し関心が向けられてきたにも拘らず、矯正施設における男女受刑者の処遇差には殆ど注意が払われなかつた<sup>(2)</sup>。女性施設での経験は、一般的男性矯正施設の経験とは比較できず、独自に調査研究する必要もないと思なれたり、刑罰学の主流として関連性が薄いと考えられたりした<sup>(3)</sup>。

女性矯正施設に関する包括的研究としては、最近まで J. Lekkerkerker, *Reformatories for Women in the United States* (1931) 及び K. Strickland, *Correctional Institutions for Women in the United States* (1967) がある<sup>(4)</sup>。併し、一九七〇年代初め頃より女性矯正施設に関する文献は、数においても多様性においても拡大していく<sup>(5)</sup>。この関心の高まりは近年におけるフェミニズムの高まりと合致し、社会生活上の構造と意識の変化に対応するものと見られた。むしろ少数者集団の研究が犯罪原因や全体施設内の生活構造の解明に役立つことが指摘された。

少數者とはいえ、アメリカの女性受刑者は、全体としては、我が国女性受刑者に比べて、はるかに多い<sup>(6)</sup>。しかも、その待遇上の不公平さの面を次第に認識し、それに関して問題を提起し、裁判所に訴えることも少なくない。裁判所も時として消極性を脱して、既存の平等保護条項の解釈論を中止して、審査基準を模索し、所謂合理性審査基準、厳格審査基準、中間審査基準を開拓し、様々な興味ある判決を生み出してきた。又、各種民間団体も多様な提案を行い、最終的に平等権利修正 (Equal Right Amendment) 案が、今回は成立しなかつたが、日程に上ってきた。これに

対し、我国では矯正部門での男女処遇差について論じるものは少ない。処遇上の男女差別を中心に争った裁判例は、公刊された判例集の中には見当らない。そこで、本節では、アメリカにおける矯正施設での男女処遇の同等性論議を裁判所の対応を中心に眺めて、以後の研究の一助にしたいと思う。尚、アメリカの矯正は多様で、個別的に見ると随所に我国の取り扱いと食い違うように思われることははあるけれども、夫々の男女受刑者の数の違い、施設の規模の違い及び社会一般の性的ステレオタイプ化された観念のもたらす処遇差というものは、基本的に似通っている。紙面の都合もあるので一々相違を指摘しないが、男女分隔、分離処遇という制度の今日的評価の問題へ結局一度びは収斂させてみることが必要であろう。<sup>(6)</sup>

少し一般的なことを補説すると、若干の例外的施設を除いて、アメリカの矯正施設も我国と同様に、分離施設即ち男性施設と女性施設の二重体制として運用されている。<sup>(7)</sup> 男性施設と女性施設との間で相違が生ずる理由として第一にあげられるのは、その規模が違うことである。<sup>(8)</sup> 男性矯正施設は女性矯正施設よりも実質的に多数の収容者をかかる。その規模の違いから各種の処遇上の不平等性が導かれる。施設の大小は必然的にその雰囲気の違いを予想させる。第二にあげられるのは、男性受刑者と女性受刑者についての所謂ステレオタイプ化された観念である。これによつて保安上、改善・矯正上の様々な相違が説明される。性的ステレオタイプ化というものは、正確であろうとなからうとそもそもそれがその性にとって典型的なものであるかのように、一方の性に属する者をすべて一定の身体的・精神的属性を有するものとして取り扱うものである。こうして、一方の性のみを取容する施設は、そのステレオタイプ化された観念にあてはまる相違というものに応じて建設され、運用されるよう期待されることになる。ところで、これら、規模の相違と性的ステレオタイプ化された観念とは相互補強的に作用するとも言える。以下においては、不平等性の発生原因として考えられるこれら二つの点を特に分けずに、現実に裁判で争点となつたような項目を中心に分説しよう。

### 一 施設の選定、施設間移送及び分類等

アメリカの女性矯正施設の数は少なく、地理的に邊鄙な所にあることが多く、女性受刑者は、施設の選定<sup>(10)</sup>、移送及<sup>(11)</sup>び分類<sup>(12)</sup>に当って、差別的取り扱いを受けることになる。複数の女性矯正施設をもつてゐる州は稀有である。<sup>(13)</sup>女性は、施設内にいる間、家族関係、交友関係を維持したり、教育や職業訓練を受ける機会について不利な地位に立たされる。若干の所では州内に女性矯正施設をもたず、女性受刑者を近隣の州に送ることも行われた。<sup>(14)</sup>

州際移送の問題は、Maxwell 事件で取り扱われた。<sup>(15)</sup>当時、ノースダコタ州には女性のための矯正施設はなかったところ、裁判所は被告人たる女性が州内で拘禁されることを命じたため、論議が起つたものである。州当局は、財政上の理由で州外移送を正当化しようとしたが、州最高裁はそれを退け、州外の施設に女性受刑者を送ることは性だけに基づくもので州憲法上疑わしいことであると決定した。州外矯正施設に送られた女性受刑者は、パロールに対して男性受刑者と同一の機会を否定され、家族、友人との面会の機会も少なく、相談員に相談する機会も損された。ただ、州内での処遇命令の執行は、立法者が必要な経費の支出を認めるときまで延期され、その間意見聴取の上で州外に送ることが許容された。殆どの州は、州内に少なくとも一つの女性矯正施設を有しているので、Maxwell 事件で論点となつたような事実状態は直接的には現実化しないかもしれない。併し、その判旨は、州内施設に欠けているリハビリテーションや職業訓練のために選抜された受刑者を州外の施設に移送する場合には、なお適用可能であろう。我国の場合、国土も狭く、施設は適当に各地方に配分され、都市化現象の輪にとりこまれており、地理的遠隔性の問題は一応表面化していない。それでも、職業訓練等のために一施設に適合者を集めようの場合、同様の問題は随伴する。

女性矯正施設に典型的な異質性と分類処遇の不平等性についてはどうか。男性受刑者は、その特性に応じて様々の

施設に分類収容される<sup>(17)</sup>。それと対照的に、多くの州は女性受刑者のためには唯一の矯正施設を有するにすぎない<sup>(18)</sup>。州に一つしかない女性刑務所では重罪犯ばかりでなく時には軽罪犯も一緒に収容しなくてはならない<sup>(19)</sup>。こうして、殆どの州で女性矯正施設は、罪名においても、刑期・年齢においても、男性矯正施設のそれよりはるかに多様で異質なものを取り込むことになる。この異質性は、処遇プログラム、保安・警備その他刑務所生活全般にわたって広範な影響を及ぼす。この異質性の問題は、衡量されるべき諸他の利害項目と合せて、我国の女性受刑者の行刑上も問題項目として常にあげられるところである。今日の一般的行刑理論によれば、収容者が同質的である場合には、処遇計画を収容者の特定の改善欲求、保安の必要に合わせることができるが、異質的である場合には、そして、特に源資が限られている場合には、対応は必然的に妥協的となる。複数の施設に女性受刑者を分類収容しようとする目論見が見られるのは、連邦矯正制度の中だけである。しかも、そこですら男性矯正施設の多様性に比べればさぞやかなものである<sup>(20)</sup>。収容者の年齢に関して多様であることはむしろ施設運営にとって能動的效果を有しうとの見解もあるが、一般的観察では、殊に若年犯罪者や初犯者にとっては分離の必要性が高く、女性矯正施設は改善施設としてよりも犯罪学校としての役割の方が大きいとか、異質性の高い施設では身体の安全度に問題がある、と指摘される<sup>(21)</sup>。従って、異質性の高い女性矯正施設は、その矯正目的に忠実であるためには、本来的に個別の男性矯正施設より広範囲にわたる処遇プログラムを提供しなくてはならない筈である。併し、女性矯正施設はこの要請を満たすことはなかった。又、その保安上のリスク、行動形態や生活環境の違いに基づいて収容者を分類するという問題に対しても考慮を払うことができない。例えば、男性矯正施設としては、重警備、中警備、軽警備施設を有していても、女性矯正施設は一つしかなく、多くの女性収容者にとって保安警備は過剰であり、差別的な分類体制だと不服を申し立てられることになる。

Canterino 事件において、ケンタッキーの連邦地方裁判所は、ケンタッキー矯正制度の中にある男女二つの全く異

る処遇方式の問題を取り扱うことになった。男性処遇方式は相当な行動に対し報酬を与えるものであり、女性処遇方式は規則違反に対する特権を剥奪するというものであった。女性処遇方式は、面会、衛生、レクリエーション等の特権を含む生活全般を規律する行動修正方式であった。その方式は、専門家の検討の結果、有効とは認められないものであった。即ち、女性受刑者の所内分類体制の目標は、本来人格的成長、積極的态度、社会的に受容された行動を達成させることであったが、現実には反対の結果を生み出していた。<sup>(23)</sup> それと比肩されうるような規律方式をもつ男性矯正施設はなく、又、日常普通の特権の行使すら制約されるような規律の下にある男性受刑者はいなかった。こうした取り扱いは結局、ケンタッキーの矯正当局が暗黙裡にか意識的にか、基本的権利行使する能力について女性は男性より劣っていると見ていることを窺わせた。又、男性受刑者は日常普通の特権の行使を制限されることはないと女性受刑者がその特権の行使すら制約されるのは、処遇を同一にした場合に生ずるであろう財政上、施設運用上の不便を過度に恐れたものでもあった。こうした制約は、女性受刑者の生活を規律するという目的をもって専ら「ジエンダー（社会的性役割）」に基づいて課せられたものであった。一方のジエンダーを生来的に受動的であるとか、能力的に劣っていると想定することは正当でないと裁判所は決定した。即ち、所謂中間審査基準を用いて、ジエンダーに基づをおきながら重要な統治目的と何の関連性もない分類処遇方式は憲法修正第一四条の平等保護条項に違反すると判断した。<sup>(24)</sup>

## 二 家族関係等の保持

適切な家族関係を維持することは、施設内矯正を助成し、释放時の帰住関係の調整に適うものであると示唆されてきた。<sup>(25)</sup> 家族関係等の中心的な人間関係が壊れるとき、刑余者として違法生活を送ろうという刺戟も弱まることが通例

であるとすれば、家族との面会や電話による通話を不合理に制限することは本来の矯正目的にも反することになる。<sup>(26)</sup> 又、施設の所在や施設の面会手続の如何によつて、男女受刑者間で処遇の同等性が損わることになる。アメリカの女性矯正施設は大抵遠隔の地に建てられていた。従つて、男性受刑者に比べると、その家族・友人等との接触を保つ上で不利な地位に立たされた。<sup>(27)</sup>

面会手続と家族関係の保持・形成との間には緊密な関係が看取される。特に家族の面会者との間に硝子や幕の仕切りが設置され、所謂接触面会 (contact visit)<sup>(28)</sup> が妨げられたりするとき、両者の心的・身的関係が微妙な圧迫にさらわれるることは明らかである。接触面会の後では、保安上受刑者の裸体検査等が義務づけられることがあるので、管理運営上及び経費の上からは接触面会は避けたいといふことにもなりがちである。又、面会時間の長短と家族関係の維持の強度との間にも一定の相関関係が見られよう。というのも、面会時間が余りに短いと、特に長い距離を旅行しなくてはならない親族については訪問を躊躇わせたりすることになるからである。電話の使用を不合理に制約することが家族関係の保持に対して有する阻害的效果も明白である。

これらの点では、男女受刑者双方について相当の訴訟が提起された。<sup>(29)</sup> 特に接触面会の拒否に対する異議が申し立てられ、その結果も様々であった。<sup>(30)</sup> 最高裁判所は、Block 事件<sup>(31)</sup>において、保安上の利益は接触面会への家族の権利・利益に優ると決定した。多数意見を書いたバーガー判事によれば、接触面会を制約する実務は保安目的に照らして合理的なものでなければならないが、接触面会を全般的に禁止するロスアンジニルス・カウンティの立場は合理的であり、正当な保安目的に基づく非処罰的対応であり、平等保護条項に抵触しないと述べて原判決を破棄した。<sup>(32)</sup> 如何なる面会規制が憲法上許されるかに関しては不確実さが残されているが、男女受刑者間で面会上の取り扱いが異なる場合には、所謂中間審査基準からは、保護に値する実質的な統治利益がないならば平等保護条項違反となる。

Canterino 事件<sup>(32)</sup>

同州では、女性受刑者は男性受刑者の半分の面会しか許容されず、又、男性受刑者は電話による通話の制限がなされていないのに女性受刑者は一月に一五分間しか通話を許されなかつた。裁判所は、男性受刑者に対する日課的に許容されている特権の行使が女性受刑者に対して制限されるような矯正処遇方式は平等保護条項に違反するとした。即ち、日常生活上普通の特権の行使に対する制約は重大な統治機能に実質的に役立つものではないと判断したのである。<sup>(33)</sup>

Molar 事件<sup>(34)</sup>においては、カウンティ・ジニールの女性収容者に接触面会を拒否する根拠として財政上の考慮とか、女性収容者の身体の保護が主張されたが、男女平等保護を否定するに十分な正当根拠とは言えないとして退けられた。<sup>(35)</sup>

子供の養育・看護との関連についてはどうか。女性受刑者にとって、拘禁の最大の衝撃的事実は親権の喪失の潜在的 possibility 及び子供との接触の制限であり、この点の影響は男性より女性の方が大きいと言われる。<sup>(36)</sup> それは、女性としての自己像、母親としての子供との基本的な人格的同一性の意識により大きな打撃を与えると想定されるからである。<sup>(37)</sup> 一方、父親のその子供に対する感情的絆は一般的に希薄であると共に、後に子供のために妻を残してくることが多いとされる。<sup>(38)</sup> 親子関係を維持することは、単に女性収容者の社会復帰努力や精神衛生上重要であるのみならず、その子供の心的発達、身体的成熟にとっても決定的である。<sup>(39)</sup>併し、多くの女性矯正施設には、そのような親子関係に十分に配慮したような処遇計画は見られない。<sup>(40)</sup>

親権の喪失との関連はどうか。親権の喪失は、子供と親双方に深刻な傷痕を与えがちである。この問題に関するアメリカ諸州の制定法の多くは自動的な親権喪失理由として刑事施設への拘禁を規定してはいなければ、若干の州の制定法ではそのように明記されている。その場合には、拘禁の事実に追加された罰を被ることになると言わればう。<sup>(41)</sup> 明文の規定を欠く多くの州の裁判所は、刑事施設への拘禁を子供の虐待と同視して親権喪失事由と解釈してきた。親

権喪失の権限は、特に拘禁された母親に対し発せられ、結局のところ、殆どの場合拘禁された母親は児童福祉機関にとつて代られる。児童福祉関係の機関は、母親に対し法的・心理的圧迫を加え、その子供を養子に出させようとする」ともある。その結果、拘禁された母親は社会復帰過程において重要な家族間の絆を失うことになる。<sup>(44)</sup>

最高裁判は、基本権としての親性の概念を認めている。<sup>(45)</sup> カリフォルニアの立法者は、親権と子供の必要性及び国家目的の間の拮抗関係を認知しつつ、同州に拘禁された女性で、二歳未満の幼児をもつか拘禁中出産した者に対して、子供が二歳になるまで一緒にいること、或いは、もし事情が許すならもっと長く一緒にいることを許す制定法を作った（刑法典 一九七一年）。この立場は問題解決へ向けての理想的な歩みであると評されたが、他の法域に受容される歩調は緩慢であった。<sup>(46)</sup> 尚、ニューヨークなどは、適正な親子関係の保持の重要さを認識して、母親が身体的に嬰児の看護に適しているとの要件のみで新生児が母親と一緒に矯正施設にとどまるのを許容する法律を作っていた（矯正法 一九六八年）。我国に法制は早くから一応あっても、内容は貧困化し、施設・設備も人心も窮屈に見えてしまう。

### 三 物理的環境

アメリカにおいて最近まで主流をなした女性刑務所の建物とその配置方式は、男性刑務所のそれよりも所謂リハビリテーションを強調する所謂改善モデルを範としたものであって、保安警備を重視する男性矯正施設の所謂監置モデルと対比される。<sup>(47)</sup> 女性矯正施設の多くは、所謂キャンパス型乃至寮型式のものであって、就寝棟、食堂及び職業訓練施設等が庭をはさんで整然と配置されるというのが典型的であった。<sup>(48)</sup> 女性収容者同士や外部に対しては保安警備を重視する必要はないという社会一般の考え方があると共に、女性刑務所内部及び女性受刑者自身、男性刑務所及び男性受刑者より多くのプライバシーと個性の尊重を必要とするという考え方とつながりを有する。<sup>(49)</sup> 女性の洗面所は通例仕

切りが施されているが、殆どの男性施設のそれはオープンの共同便所である。<sup>(51)</sup> シャワー施設も、女性刑務所では少くともカーテンその他で仕切られていることも多いのに對し、男性刑務所では大抵そのような配慮は見られない。<sup>(52)</sup>

刑務所内生活規律・給養等についても同様の傾向が見られる。多くの施設において、女性受刑者は寝台掛けとか家具調度品カバー、カーテンを自分で選択できるが、大抵の男性矯正施設では、そのようなことは認められなかつた。<sup>(53)</sup>

我国においても、衣類、身装品等について同様の事実が見られる。

収容者の制服着用は、男性刑務所では、大抵通則的に強制されていたが、女性施設では制服でない方が多かつた。<sup>(54)</sup>

尚、この項での男女差は、外見上女性施設の方がむしろ良好な場合の例であるが、全人格拘禁的施設の管理体制は様々でありうるし、一概には言えない。それでも、外観というものが及ぼす社会一般的印象の心理的効果から自由であることは困難である。<sup>(55)</sup>

#### 四 教育、職業訓練

先ず教育プログラムについてはどうか。この点についても相違があるが、顯著ではない。言わば教科教育上の相違は、一般的に規模の違いに由来することが大きく、女性受刑者に不利になりがちである。或る州の女性施設では、施設が小さすぎて教育プログラムは成り立たないとされたり、或る州の男性施設では、女性施設には見られない教育プログラムが提供されていた。<sup>(56)</sup> 刑務所教師陣についても相違が見られる。女性刑務所にあつては、男性刑務所と比べて、教師の数では少ないが、教師・収容者比では良好である傾向がある。<sup>(57)</sup> このように、男性刑務所で教師の絶対数が多いことは学年のレベルを授業科目の点で多様化する可能性が大きくなる一方、女性刑務所で教師・収容者比が良いということは個人的配慮が行き届くことを意味するであろう。Glover 事件では、この論点も扱われた。ミシガン州にあ  
<sup>(58)</sup>

る女性矯正施設 Huron Valley では、男性矯正施設の受刑者に比べて著しく貧困な教育プログラムしか用意されていなかつた。裁判所は、所謂中間審査基準に従つて、この処遇の不平等性は平等保護条項に違反すると決定した。<sup>(59)</sup>

次に、職業訓練についてはどうであるか。受刑者の社会復帰・改善更生にとって職業訓練のもつ意義が大きいことは一般に認められている。併し、多くの女性矯正施設は職業訓練プログラムを有していないか、又、仮令有してもたとしても、男性矯正施設と同一程度までそれを支えるべき源資を有しない。この事実の説明としては、施設規模の大小よりむしろ性的ステレオタイプの影響が強いとするのが説得的であるかも知れない。<sup>(60)</sup> 第一に、男性刑務所は今日大抵女性刑務所よりはるかに多種多様な職業訓練プログラムをもつている。第二に、男女夫々の刑務所で提供されるプログラム内容には際立った相違がある。男性受刑者には、通例的に、機械的熟練や肉体的労働を伴うプログラムが提供され、女性受刑者には、個人的サービス、事務的訓練が提供されがちである。<sup>(61)</sup> 最近の女性受刑者の関心を惹くものとしては、児童福祉センター補助員、キーパンチ・オペレーター、看護助手、タイピスト、美容師、コンピュータープログラマー、データ・プロセッサー、医療・歯科補助員、写真家、衣裳デザイナー、出納係、矯正乃至更生保護職員等があげられる。そのような関心領域の広範化にも拘らず、若干の女性刑務所は職業訓練を提供していない。

女性受刑者のための職業訓練プログラムの不足・欠落状態を正当化するため、これまで様々な理由が唱えられてきた。例えば、第一には、女性には関心のある職業分野の訓練を受けるに必要な教育が欠けていたり、不足しているというものである。第二に、女性矯正施設は小規模であり、職業訓練の選択の幅は限られているというものである。第三に、地理的に邊鄙な地方にある女性矯正施設は、地域社会に基盤をおいた職業訓練を補助的、継続的に用いることもできないというものである。第四に、多くの女性受刑者の拘禁期間は一般的に短いので、訓練プログラムを完全に消化しきれないというものである。<sup>(62)</sup>

ところで、受刑者は、一般的には、職業訓練を受けるべき憲法上の権利を有するわけではないとされている。<sup>(65)</sup> そこで、女性受刑者は、男性矯正施設で提供されるものと比較したとき、女性矯正施設で利用可能な職業訓練プログラムは不釣合いに乏しく不平等であるとして、平等保護条項を根拠として訴え出た。Glover 事件ではこの論点も扱われた。ミシガン州の Huron Valley 女性矯正施設の職業訓練は五種 (food service, graphic arts, building maintenance, general shop, etc.) に限られていた。一方、男性矯正施設では約二〇種のプログラムが用意されていた。しかも、同じプログラムがあつても、女性施設のものは商業ベースからは問題があつたりした。裁判所は所謂中間審査基準を適用し、処遇の同一性は必要ないが、男性受刑者に提供されているそれと実質的に等価なプログラムが提供されねばならないとした。<sup>(66)</sup> Canterino 事件において、連邦地方裁判所は、所謂中間審査基準を用いてこの問題を検討した。ケンタッキーの矯正制度の下で、女性受刑者は二つの施設内職業訓練課程 (商業事務教育と室内装飾) しか有しないのに対し、男性受刑者には一四種に及ぶ職業分野への訓練の道が開かれていた。<sup>(67)</sup> 更に、男性矯正施設のプログラムはフルタイムであったが、女性施設のそれはパートタイムであった。州当局は、処遇上の相違は、両施設の規模の違い、両受刑者の必要性、関心の違い及び保安管理上の違いによるものであると主張した。これに対して、裁判所は以下のよう<sup>(68)</sup>に言ってこの便宜論、形式論、権威論を退けた。先ず、施設の大きさとか財政的配慮とかは男性受刑者にとっては日常的に利用可能なプログラムを女性受刑者に対して否定する合理的な理由とはならない。又、職業教育及び職業訓練に対する女性受刑者の欲求乃至関心は、男性受刑者のそれと同程度に大きいことは実際の調査によって示されている。更に、保安警備上の利益は職業訓練の不利益を割り当てを正当化するに十分な根拠ではない。もともと平等保護条項は、職業教育及び職業訓練の分野での男女受刑者の処遇の同等性 (Parity) を要求するものであつて、同一性 (Identity) を要求するものではない。この規準は、形式的にではなくても現実に男性に与えられているのと実体的に等価な機会

が女性に提供されることで満たされる。ところが、現実には女性受刑者に対して著しく不平等な職業教育訓練の機会しか提供されておらず、その不利益取り扱いは重要な統治目的に実質的に関連づけられるものではないから平等保護条項に違反する、と。

若干の州は、今日、立法によって、カウンティ拘禁施設にある男女は、一方の性に属する者の数が極めて少なく資源を分散するのが相当でない場合を除いて、職業訓練、レクリエーションその他のプログラムに対する平等なアクセスを有すると規定している（例えばカリフォルニア、一九八二年）。他の州の制定法は、単に女性矯正施設に対して教育的・リハビリ的プログラムの確立を権限づけるだけであって、そのプログラムが男性に対して提供されるプログラムと同等でなければならないかどうかには言及していない（イリノイ、一九八四年、インディアナ、一九七六年、オハイオ、一九八四年、ペンシルヴァニア、一九六四年、テネシー、一九八二年、ワシントン、一九八一年<sup>(22)</sup>）。

## 五 外部通勤制等

work release vocational training release<sup>(23)</sup>に参加する機会についても問題が提起された。これらは、矯正目的にとって極めて重要な制度でありうる。それらを通して収容者は出所後の生活を支える仕事を獲得し、保証される機会と訓練が提供されることになり、その間収容者の自己像の社会化に役立つはずだからである。又、収容者が halfway houses に預けられる場合などは、拘禁コストの節減にも役立つであろう。そのような有形、無形の利点にも拘らず、殆どの女性矯正施設では、それらのプログラムは機能していなかつた。これらのプログラムが女性収容者に対して活用されない理由として、女性は work release から益するところがないとか、女性にリハビリは必要でないとか、女性の就業の必要性は男 work release は女性に必要なりハビリ欲求を満たし得るような性質のものではないとか、女性の就業の必要性は男

性より低いとか、結局、その運用経費は高くてくので、限られた矯正財源を効果的に使用するためには、もつと意味のある方面に向けられねばならないとかいう通俗的に型通りのことが主張され(16)きた。

(17)

さて、女性を work release から排除する実務は、ロスアンジエルスでは最初 Lemon 事件<sup>(18)</sup>で異議を申し立てられた。本件で被告人は、六月の間ジニエールに拘禁されることになった。その女性は、それまで個人病院の重宝な事務員として働いていたことから、裁判所は、本人がその仕事を続けることができるよう勧告した。その際、女性収容者に work release を否定することは重大な憲法問題を生じると指摘した。若干の猶予期間がカウンティに与えられ、改善の方向が確認されたので、結局その件は退けられた。女性を work release から排除することに対する異議申し立てが平等保護条項の下で認められたのは Dawson 事件<sup>(19)</sup>であった。サンフランシスコのジニエール収容者の申し立てに対し、当局は数の少ない女性のために特別の施設を提供するのは費用がかかり過ぎると反論したが、全く違憲といふ他はないとして退けられた。<sup>(20)</sup> Canterino 事件<sup>(21)</sup>において、連邦地方裁判所はこの論点をも扱った。ケンタッキーの矯正施設に拘禁された女性収容者は、男性収容者にとって活用可能な vocational training release の三形態（それと gradual release, expatriate release）の総てに対して門戸を開いていた。当局は、女性受刑者にこれらのプログラムを提供しないことによって差別を設けたことになり、平等保護条項を侵した、と決定された。<sup>(22)</sup> Glover 事件<sup>(23)</sup>において、連邦地方裁判所はミシガンの矯正施設の work release プログラムの問題を扱った。同州の女性受刑者で適性が認められた者は、コミュニティ処遇センターに居住することを許される。そこで仕事を探し、必要な期間仕事につき、更に、出所後もその仕事を継続することが期待された。一方、男性受刑者の場合、適性ある者が処遇センターに居住することは同じであるが、ただ不適合な者には別に work pass ロックラムへの参加が認められていた点に相違がみられた。申し立てによると、処遇センターの幾つかは地理的に不便な所にあり、面倒な規制が加えられ、僅少な違反で

も釈放の機会を危うるものにしかねず、むしろ work pass よりも好ましくない代物であることであった。施設側は、パリニア処遇センターの方が社会生活に馴染む機会が大きく、経済的基盤を確保する点でも有利であり、work pass は女性にとって余り好ましくないと弁明した。これに対して、裁判所は、双方のプログラム共に受刑者にとって有益であり、男性受刑者にとって活用可能な選択肢は女性受刑者に否定すべき理由はないとして決定した。<sup>(84)</sup> Molar 事件において、カリフォルニアの裁判所は、女性収容者も work release を取ける権利があることを認めた。カリフォルニアの矯正実務によれば、男性受刑者は work release の利用である輕警備施設に収容されることが可能であるのに、女性受刑者は一律に单一女性施設に収容され、work release の機会に浴することができなかつた。裁判所は、このようないくつかの実務は平等保護条項を侵すものであると決定した。<sup>(85)</sup> その際の基準として、性は本来的に疑わしい類別であるとの所謂厳格審査基準に依拠したものとのようである。<sup>(86)</sup> こうして、この領域については、裁判所は、適用の基準は違つても、一致して男女受刑者の処遇の同等性乃至平等を実現するよう勧告してきた。<sup>(87)</sup>

## 六 Industrial programs

矯正施設は男女施設共に生産工場をもつことが一般的である。併し、男性施設の方が数においても、多様性においても相當に有利である。このでの相違の幾分かは規模の違いによるものであるが、同時に、男女両施設の受刑者に対する社会一般の型式的通念を反映するものであるといふことも明白であろう。<sup>(88)</sup> 女性矯正施設に生産工場を建設することに対する反対論としては、工場プログラムへの参加は女性刑務所の本来の社会復帰、改善機能と一致しないとか、女性を州の生産活動の労働力として使用するのはやり過ぎであるとか、或る種の刑務所工場内に現出している状態は

女性に不向きの懲罰的形態に外ならないとか言われる。<sup>(88)</sup> これらは、因襲的な女性観として、女性受刑者に対して社会の或る層において通俗化して抱かれた觀念としては一応理解できようが、ただそれだけのものに過ぎない。<sup>(89)</sup>

## 七 医療・看護

全人格的な自由拘束施設における医療看護の重要性については、一般に指摘されているが、施設サービスとしての医療看護の内容については男女施設の規模の違い等のため若干の相違がある。一般的に、アメリカでは男性施設は女性施設より完備した医療施設及び歯科施設を有すると言われる。<sup>(90)</sup> このような相違があるため、女性受刑者は治療のために施設外の医療機関に出向くことが多くなるであろう。ところで、女性施設が男性施設に隣接するような所では、医療施設の共同使用が可能である。<sup>(91)</sup> 各種の調査研究によれば、女性受刑者は男性受刑者よりも高い比率で医療問題をかかえて入所することが多いことが示されている。<sup>(92)</sup>

若干の矯正施設では、特に女性のための医療看護は極めて貧困の様相を呈し、裁判所で争点となつた。 Todaro 事件<sup>(93)</sup>においては、ニューヨークの Bedford Hills Correctional Facility の医療看護の不十分さが指摘された。当時、当該施設には三八〇名余の女性が収容されていたが、医療スタッフは極めて限られており、医者の診断、治療を受けた際の遅滞は二週間から二ヶ月にも及ぶことがあつた。看護婦は収容者の訴えに十分耳を貸そうとせず、命じられた検査を履行しないことがあり、又、検査結果の報告に手間がかかり過ぎ、更に、検査の結果異常が報告された場合の追跡手続が不十分であつた。診療記録を保管する体制も甚だ不十分であり、病棟に収容された者の看護も十分でなかつた。いわして、当該施設の措置は憲法修正第八条の医療看護権を侵害するものであると決定された。<sup>(94)</sup> この判決は、Estelle 事件<sup>(95)</sup>で宣明された原理を適用したものであつた。即ち、受刑者の緊要な医療欲求に対する故意の無関心は憲

法修正第八条に記述された「不必要でみだらな苦痛」を加えることになると決定された。<sup>(57)</sup> *Canterino 事件*<sup>(58)</sup>では、第一に、医療看護が不十分であることと憲法修正第八条の権利が侵され、第二に、女性受刑者に対する医療看護は男性受刑者に対して提供されるものより劣悪であることで憲法修正第一四条の平等保護条項が侵された、と主張された。裁判所は、第一点に関しては、緊要な医療上の要求に対する故意の無関心を証拠立てるほどに十分に有害な行為乃至不作為があつたとの論証は為されなかつたとして退けた。第二点についても、女性受刑者に対して提供される医療看護は実質的には男性刑務所で提供される看護と等価であるとして退けた。これも所謂中間審査基準を適用したものであつた。<sup>(59)</sup> *Garnes 事件*<sup>(60)</sup>は、女性矯正施設における具体的な医療看護の規準が示された希な例である。問題の施設は六〇名の女性受刑者を収容していたが、そこでは、新規収容者のための医学検査は遅滞し、薬物常用者が仮死状態で放置されたり、放置された妊婦が流産したり、精神医療も滞りがちであつた。裁判所は、妊婦にはメタドン（鎮痛剤）を服用させるべきであり、異常行動を示す者は四八時間以内に診察を受けさせるべきである等と具体的判断を示した。

一般に男女施設を問わず、矯正医療看護は不十分であるが、女性受刑者にとってその問題はより切実なものがあるということであつた。必要十分な合理的医療看護を受ける権利は、憲法修正第八条で原則的に保障されてはいる。憲法修正第一四条の平等保護条項もこの問題で援用されるが、女性受刑者の方が医療看護上の必要性が大きいわけであるから単純な男女平等では実質的に十分な保障とはならないのではないかと指摘された。<sup>(61)</sup>

次に、墮胎及び出産についてはどうであるか。アメリカ判例法は基本的に子供を産む権利及び墮胎する権利を認めめる。併し、矯正施設の現実の対応如何でこれらの権利は危ういものにされるし、その間に胎児の健康と福利が損わることが考えられる。<sup>(62)</sup> 矯正施設に収容された女性で、妊娠を中絶するよう物理的に強制されているという事例はなかつたが、中絶するよう心理的に圧迫を加えられていることは報告されている。又、収容者が医学的診断を得るのに

長い期間を要するとか、妊娠の検診が施設側の都合で実施されない場合などでは、妊娠の初期発見ができず、墮胎の権利の行使が阻害されることになる。<sup>(13)</sup>

女性受刑者が出産を決意した場合、施設環境は母親及び胎児の健康と福利にとって潜在的に危険な様相を呈する。妊娠には、医学上、栄養学上、一般に高度の規定食を必要とするが、刑務所の食事は通例ビタミン及び蛋白質が低く、澱粉質が多い。食事のバランスが悪いと死産率を高め、又、遅産、胎児の異常緊張障害、脳障害、早産と結びつく。二六の女性矯正施設の調査によれば、一四の施設では、妊娠した受刑者に対して特に規定食等を供与する条項などは有していなかつた。<sup>(14)</sup> 入所前の薬物常用、入所後収容者を鎮静させたりするための薬物の使用は、早産、死産、新生児の薬物依存等の問題を生ずることがあるが、多くの刑務所はこれらの事態に対処すべき処遇計画を有しない。<sup>(15)</sup>

所内分娩についてはどうか。矯正施設の中で嬰児を分娩する環境条件も批判を免れなかつた。Newman 事件は<sup>(16)</sup>この問題を取り上げている。アラバマにある Tutwiler 女性刑務所では毎年平均七乃至八件の分娩が行われていたが、分娩台は拘束つきでなく、天井のベンキは剥離し、分娩台の周辺のリノリューム床の大部分は欠損を生じており、新生児を蘇生させるための設備はなかつた。裁判所は、このような状態では余程細心の看護が行われなくては母体と新生児の健康と生命が危険にさらされることにならう、と言明した。<sup>(17)</sup>

現代的出産には集中的、即効的設備の充実とスタッフの連携を要することが認識されると、施設内での対応は困難となる。施設外分娩、専門的保護者による保育ということが近年の世界的な矯正思想の傾向のようである。

## 八 宗教教説

宗教教説と言われる制度は、受刑者の精神的安定を考慮し、その他生活上の相談にも応じることがあり、時として

刑務所改革の影の力となるものとして認められているが、この点でも男女施設で差が生じていた。一般に男性刑務所の方がフルタイムの教諭師を有する率が高く、又、登録される宗派も多様性に富んでいると言われる。<sup>(13)</sup> ところで、実際の所、女性施設でフルタイムの教諭師を有する所では、教諭師、収容者比では恐らく比較的に良好となろうし、男性施設に隣接するような女性施設では、教諭内容の多様性の利点も得られるであろう。<sup>(14)</sup>

### 九 レクリエーション

スポーツ・レクリエーションについてはどうであろうか。男性受刑者は通例、スポーツ・レクリエーションについては女性受刑者に比べて相当有利である。女性施設で運動場を有する所は希である。施設外に広大な利用可能区域があつても、職員不足等のために現実の使用は限られることになりがちである。更に、女性施設のスポーツ・レクリエーション・プログラムは多様性に欠ける傾向がある。<sup>(15)</sup> この待遇の不平等性に対してそれを正当化する議論として常套的に持ち出されるのは、第一に、男女施設の規模が違うということである。これは財源、施設の統合の問題に関連する。第二に、男女受刑者のレクリエーション・身体運動に対する要求の違い、女性には男性の行うような種類の身体運動は必要でないということである。<sup>(16)</sup> これは男女のステレオタイプ化された通念に縁由する。

この間、刑務所制度においてレクリエーションの機会を提供するという点で進展があつたが、レクリエーション機会の増加や同等性を求める訴訟が幾つか提起された。先ず、レクリエーション機会の増加の点は、憲法修正第八条の「異常で残酷な刑罰」を禁止する条項の下でも提出される。<sup>(17)</sup> レクリエーション、新鮮な空気及び戸外活動の欠如は、全人格拘束的施設収容者の精神的、身体的福利にとって有害であるというのが矯正医学上、刑罰学上の知見であろう。レクリエーション・身体活動が不足すると、収容者は余分のエネルギーを発散する適切な機会を奪われ、緊張が高ま

り、個人の身体的、精神的健康、衛生上悪い影響が生ずると共に、刑務所の秩序安全を脅かすという心にもなる。併し、レクリエーション問題をめぐって女性収容者によつて提起される訴訟の殆どは、憲法修正第一四条の平等保護条項をその根拠とする。Canterino 事件では平等保護条項違反の判断が下された。<sup>(1)</sup> ケンタッキー矯正施設の下で男性受刑者に提供されるレクリエーション機会は、重警備施設にいる者ですら、女性受刑者が普通に提供されるものよりも多かった。裁判所は、この実務に実質的合理性はなく、平等保護条項に反するとして、男性受刑者に對して提供されるレクリエーション機会と実質的に等価なレクリエーション機会が女性受刑者に提供されなければならないと決定した。<sup>(2)</sup> Cooper 事件では異なる判断が為されたと言えよう。即ち、ここでは仮令男性収容者が一週間当りの時間にして女性収容者の二倍以上体育施設を利用できていたとしても、平等保護条項に反するものではない、と決定された。男性収容者の数が約一〇倍も多く、現実に男性受刑者の参加率の方が女性受刑者より高いと、う推論がその処遇差の合理性を支えているようである。併し、この説明の仕方も社会の現実によつて追いこされることになる筈である。ところで、矯正当局によつて頻繁に提出される理由、即ち、財政的負担が重すぎるとか源資がないということ及び女性受刑者の身体的安全を確保する上で問題があることについては、例えば、Bukhari 事件や Molar 事件で否定的判断が下された。先ず、Bukhari 事件で、裁判所は、女性刑務所で数の少ない女性受刑者のために多様なプログラムを提供するのは財政的負担が大きすぎるという議論に同情を示しながら、予算上の考慮は刑務所を合憲法的に機能させる」とに対する当局の怠慢、非有意性、消極性を正当化するものではないとした。又、施設内での収容者の安全、施設の保安の必要上男女収容者に對してレクリエーション機会等を異ならしめる場合のあることは認めながらも、平等保護条項は男女の間でも待遇の同等性を要求しており、それはレクリエーション機会の実質的同等性でなければならぬとした。次に、Molar 事件でも、裁判所は、財政上の考慮を退け、又、レクリエーションや運動中の性的攻撃

から女性収容者を保護するために女性のレクリエーション活動は少なくする必要があるとの議論を退けた。<sup>(11)</sup>

施設外でのレクリエーション活動等についてはどうであるか。幾つかの州の矯正施設では、女性収容者はレクリエーションについて少くともある方面での有利さが認められる。即ち、女性受刑者は男性受刑者に比べ、映画、ボウリング、水泳その他施設外での娯楽スポーツがより多く実施されていたことである。この有利さは、女性収容者の社会に脅威を及ぼす危険性の低さ、逃走傾向の薄さが根拠となっている。しかも、そのような外出は一般的に収容者数の少ない女性施設では容易に行えるものである。

#### 十 施設スタッフとプライバシー<sup>(12)</sup>

男性刑務所のスタッフと女性刑務所のスタッフでは、先ず第一に、その数において相違がある。即ち、女性施設では収容者に対するスタッフの数の比率が高くなる傾向がある。<sup>(13)</sup> 女性刑務所でスタッフ収容者比がよいということは、収容者当りの年次経費が実質的に高いことを示している。<sup>(14)</sup> 女性刑務所でスタッフ収容者比が高いということは、大抵の場合、有利な事項とみなされるものである。他方、スタッフが多くなると、収容者のプライバシー上の問題が発生し易く、個人生活への干渉が高まり、収容者の心理的緊張が高まるとの不満も唱えられる。<sup>(15)</sup> 次に、男性刑務所と女性刑務所とでは、スタッフと収容者との関係についても相違が見られる。女性施設の管理者収容者関係は伝統的に母娘関係として記述されることが多く、男性施設の場合は規律秩序に関する接点を求める傾向が強いと言われる。又、男性刑務所の職員の方が制服着用率が高いことも特徴的である。<sup>(16)</sup> 更に指摘されることは、女性施設の方が職員の性的統合の度合いが大きい、ということである。<sup>(17)</sup> 伝統的に女性刑務所は保安警備の理由で若干の男性職員が配置されてきた。他方、男性受刑者はより危険であるとのステレオタイプ化された見地があるために、女性矯正職員が男性施設に配置

されるのは希であった。<sup>(13)</sup> 最近では、女性施設において保安警備の理由以外のことで男性スタッフを有用視することになった。両性の矯正職員がいた方が施設の雰囲気により自然な感じが伴うということである。若干の男性施設も両性のスタッフがいることの利点に気付いてきた。<sup>(14)</sup> 併し、スタッフの統合には、収容者のプライバシーとの関連で、様々な形態の問題が随伴してきた。

さて、アメリカにおいても、矯正現場の保安管理の必要性の前には、プライバシーの権利も時として、又、所によつて様々に制限されがちである。Holosp <sup>(15)</sup> 事件において、裁判所は、監房内にある受刑者は、憲法修正第四条のプライバシーの保護を受けるという合理的な期待を有しない、と決定した。多数意見は、拘禁には、施設の安全・管理運用の必要上一定の権利の制限を伴うのは当然である、と強弁しただけであった。反対意見は理論の普遍的意味を求めて次のように述べた。即ち、必要な抑制ということと、不合理な且つ不当な権利侵害との間には明確な相違がある。刑事施設の目標の一つとして、収容者のプライバシーの権利を保護するため、施設の保安を達するには最も侵襲的性格の少ない方法がとられねばならない。刑罰拘禁の目的の一つとして、他者に対する人間的尊重の念を教えることがあるとすれば、当局としては合理的な保安という考え方と一致する限りできる限り多くプライバシーを保護しなくてはならない、と。

刑務所内に男性スタッフと女性スタッフとが適切に配置されることは、プライバシー保護の上で大切なことである。<sup>(16)</sup> 若干の州の女性刑務所では、睡眠区画や病棟のような所は女性職員によって看守される。裸体検身を制限する州もあり、女性受刑者の検身は訓練のある医師か女性矯正職員によって行われねばならないとする所もある。<sup>(17)</sup> アメリカの女性刑務所は、伝統的に男性管理者と男性看守を雇用してきた。若干の州の矯正施設管理者は、女性受刑者のプライバシー権をむしろ軽視しがちであった。併し、近代的社会感覚からは、女性のプライバシーへの関心が高いのが通例で

あり、そこからは、矯正施設内の異性看守の配置が同一である。インバクトは女性受刑者の方が大きいことが認められる。されど Foris 事件<sup>(12)</sup>によれば、ニューヨークの Bedford Hills Correctional Facility の女性収容者は、居房での就寝中、シャワー使用中及び診療区域にいる間も男性看守の監視下に置かれていた。連邦地方裁判所は、これらの中は男性看守の監視下に置かれてはならないと判断した<sup>(13)</sup>。併し、連邦控訴裁判所は、就寝中は女性受刑者に寝衣の着用を許すことによってそのプライバシーは守られるとして、男性看守が就寝中にその房室を観察するのを禁止する決定部分を取り消した<sup>(14)</sup>。Batton 事件<sup>(15)</sup>では、裸体検査、陰道検査の問題が扱われた。ノースカロライナの矯正施設にある女性受刑者は、裸体検査や陰道検査自体が違憲だというのではないが、そのようなことが行われるやう方が権利を侵害するのである、即ち、陰道検査に殺菌手続が施されないと及び裸体検査に男性看守が立ち会うといは不合理で許されない権利侵害である、と主張した。裁判所は、その主張には理由があると認めた<sup>(16)</sup>。尚、Avery 事件<sup>(17)</sup>は、男性受刑者側のプライバシー要求の訴えであった。一日に一度郵便物を房室に配達にする女性看守の日常業務によってプライバシーが侵害された、というものであった。裁判所は、その侵害は軽微であるという理由で退けた。

#### 十一 裁判所及び法的素材へのアクセス

今日特に法律問題や手続に関して相談する権利及び平等保護権が女性受刑者に対して保障されることが要望されている。即ち、裁判所及び法的素材に対するアクセスが実質的に可能とされていることが重視されなければならない。法的素材及び法律に関する知識訓練を有する者と容易に接触し、相談できることによって受刑者は、或いは自分の抱いてきた問題関心の幾分かは事実無根であることを知つて落ち着くことができようし、或いは自分の権利を弁明する

法的根拠を見出し、法的手続の中に利益を見出すことができる。ところが、女性刑務所は、収容者が活用できるような法的素材を十分には提供しきれていないことが多い。調査研究によつても、女性施設で利用可能な法的素材の性質についてでは、施設間で相当の相違のあることが指摘される。<sup>(13)</sup>

合衆国最高裁は、*Bounds* 事件<sup>(13)</sup>において、この問題を扱つた。問題の州では、男性受刑者のための図書室には連邦と州双方の法的素材が入つてゐるのに、当該女性施設の図書室には州の法的素材しか備わつていなかつた。控訴裁判所は、そのような州の方針は男女受刑者の法的素材へのアクセスに不平等をもたらすものであり、認められないと述べた。<sup>(14)</sup> 最高裁多数意見はこれを肯認し、刑務所当局は十分な法律図書を提供し、法的訓練を有する者からの援助を認めることによつて、受刑者が法律文書を準備したり、保存したりすることを援助しなくてはならない、と決定した。<sup>(15)</sup>

*Glover* 事件<sup>(16)</sup>ではどのように解されたであらうか。先ず、ミシガン州の矯正施設において、女性受刑者の利用可能な法律図書は男性受刑者の利用可能なものより狭い範囲のものでしかなかつた。併し、裁判所は、*Bounds* 判決の規準によれば、女性施設の法律図書は十分であつたと述べて主張を退けた。次に、法的訓練教育プログラムに関しては原告の主張が結果的に認められた。当該女性矯正施設では、女性受刑者が法律図書を使いこなすために必要な知識を与える訓練が為されていなかつた。そのため女性収容者は重要な法領域で相談員の援助のない状態にあつた。裁判所は、以上の通り、その決定の根拠を平等保護条項にではなく、憲法修正第六条の適切な相談援助を受ける権利に求めた。原告は、男性受刑者に対して提供される法的訓練指導プログラムに類似するものが女性受刑者に提供されていなければ憲法修正第一四条の平等保護条項に反すると主張していた。裁判所は、これに対しても、女性受刑者のための法的教育指導プログラムが正当化されるのは、類似のプログラムが男性施設で提供されているからではなく、成熟した女性には裁判所への有意義なアクセスが保障される必要があるからである、と判示した。*Canterino* 事件<sup>(17)</sup>では、

同様の事実に対して、平等保護条項に基づいた判断が為された。申立人は、ケンタッキーの女性矯正施設の法律図書は不十分であり、公的弁護人事務所の提供する法的援助へのアクセスが不十分であると主張した。裁判所は、平等保護条項の憲法的同等性の規準が充足されるためには、女性施設の法律図書は男性施設の法律図書と同等のものでなければならず、法律図書を利用する時間が延長されねばならず、女性受刑者はすべての法律事項にわたって援助を受けるため男性受刑者と同等の弁護人が提供されるよう配慮されていなくてはならない、と決定した。

### あとがき

本論では、犯罪構成上、量刑上の男女差、そしてアメリカの判例に現われた男女受刑者の処遇差を中心に、一般的な男女の刑事法的取り扱いの問題点を摘出することを目的とした。アメリカ刑法と行刑法自体の多様性、諸施設の実務の多様性、そして対処する裁判所の対応の仕方の多様さ、その他資料面の不十分さ等はあるけれども、一連の刑法上の男女の犯罪、裁判手続、矯正の各面を通じた同様の問題関心は確認されるところである。その際、視点としていつも関わってくるのは差別待遇と保護待遇との分別ということであった。そしてその背景に想定されるのは男と女との社会的役割と自然的機能構造との相違についての社会の一般的観念であった。それらの問題については別途検討されねばならず、一応、一つはアメリカにおける所謂 statutory rape 等の問題として、今一つは男女統合矯正施設の問題として個別的に取り扱う予定である。尚、序でながらその際一つ留意せざるを得ないようになつてゐるのは、男女処遇問題についても既定の読み向きの観点というものの意味が自明でなくなつてゐるようになつてゐることであった。問題取り扱いの所謂思想的立場というものがどうでもよいような状況が傍らにありつつ、紋切り型の或いは言わば二

項設問方式にはめられた態度決定をせがされるような急進な傲慢な所が噴出しているように見える。研究視座の物象化は研究対象の物象化に見合った姿であらう。この物象化傾向は、実は倒立した精神化傾向とも見合つものであり、法政策域における利益論先行の無意識的強制の姿を映し出すものであらう。それは制度論の絶対化の誤謬ではないが、又、対象論の物神化の誤謬ではないかといいた反省、躊躇しが異常化的域へ押しやられたる趨勢は、善し悪しはともかく、行為、存在そのものの現実的意味を抑圧し、或いは、変形加工する過程を映し出すのみに思われる。

## 注

- (1) Nicole Hahn Rafter, "Prison for Women, 1790-1980", 5 *Crime and Justice: An Annual Review of Research* 129, 130 (1983).
- (2) Note, *infra* note 6.
- (3) Rafter, *supra* note 1, at 130.
- (4) Id.
- (5) 「だぐに婦人犯」一千四〇〇〇名の女性が不及ぶ連邦の矯正施設に収容されたが、ハーベンヒー一千〇〇〇〇名の女性がござ。Rafter, id. at 131. 通じ「一九七〇年に至り、一九〇七九四名の男性、日本五百名の女性が「矯正施設」に収容された。Note, *infra* note 6, at 1231. 我國では、昭和六〇年度の新受刑者は女性一千九〇〇名、男性一千九〇〇名であった。法曹時報三九卷四期六九頁。
- (6) 甘利豊依頼した文部省レポート Note, "The Sexual Segregation of American Prisons", 82 *Yale L. J.* 1229 (1973); Lawrence Bershad, "Discriminatory Treatment of the Female Offender in the Criminal Justice System," 26 *Boston College L. Rev.* 389 (1985); Rosemary Herbert, "Women's Prison: An Equal Protection Evaluation," 94 *Yale L. J.* 1182 (1985) があげられる。
- 我國の女性受刑者の矯正処遇について、一般的にゴトの女の特徴がいかに女性がいかに差別化されるかが問題である。特

殊的に男女受刑者の処遇差と平等取り扱いに関する文献は殆ど見当らない。実務家の観点のものが多いようである。佐藤・久我・松本「女子少年院・女子刑務所（有斐閣選書、昭五九年）」沢登編「刑事政策（蒼林社、昭六〇年）」久我「女子受刑者の処遇」日本の矯正と保護第一巻（二二五頁（昭五五年）久我「女子受刑者の処遇」近代刑罰法大系第七卷一〇三頁（昭五九年）重松「女子刑務所歴訪記（一～五）」法学セミナー一九七六年五月、六月、七月、八月、九月号、長谷川「女子矯正処遇における諸問題」法律のむかし六巻六号（昭四八年）。

(7) 一九世紀末まで合衆国にある刑務所の多くは言わば性的に「統合」されていた。一六〇〇年代中期以降、女性は男性及び子供と共に土牢のような所、救貧院及びショイルに収容されていた。國家的規模で改革の努力が傾けられるのは一八七〇年に始めてからであった。一八七三年に、最初の女性分離刑務所がインディアナに開設された。それ以後、男女分離刑務所が支離的となる。Barry Ruback, "The Sexually Integrated Prison: A Legal and Policy Evaluation," 3 American J. of Criminal Law 301 (1975). 一九世紀初頭 Elizabeth Fry は、その後の女性矯正の基本となる男女受刑者の分離、女性受刑者と男性看守の分離を主張した。Clarice Heinman, Women in the Criminal Justice System (1980), at 42—43. Rosemary Herber<sup>124</sup> は、性別分離に対する懐疑的な構成<sup>125</sup>へ續けて、教育に対する拘束やはだく、男女刑務所の分離は理由がないとする。Supra note 6, at 1190—91. 連邦では Fort Worth, Lexington, Pleasanton, Terminal Island の共同矯正施設の経験を有す。<sup>126</sup> Id. at 1184.

(8) Helen E. Gibson, "Women's Prisons: Laboratories for Penal Reform," 1973 Wisconsin L. Rev. 210, 219—20. 一般に収容者が少ないとが最大の問題であると指摘されている。財政的支持の欠如も、行刑上の問題である。収容者の必要を充足しないため、やむ所為にされてしまう。男女受刑者の入出率等の研究として次のものを参照。R. A. Berk et al., "Prisons as Self-Regulating Systems: A Comparison of Historical Patterns in California for Male and Female Offenders," 17 Law and Society 547 (1983). 女性施設の微妙な規範規範による管理体制、整理、整頓、清潔などが誇張される様子<sup>127</sup>、女性収容者の依存性、弱々しい頼りなさ<sup>128</sup>、だらのとの相関関係が社会学、心理学の知見として指摘されている。Helen Gibson, *supra*, at 222—24.

(9) 例えば、小規模施設は処遇の個別化やトライベイブた部屋の設置など多くの点で多くの多様性、監視コストの低減に役立つべきとされた。大規模施設は職業訓練プログラム

- (10) designation やはり、受刑者が何れの施設に収容されるかを決定する手続を指す。
- (11) transfer やはり、一般刑務所間の移動、或いは懲罰目的なやうの特殊施設への移動を指す。
- (12) classification やはり、一般に受刑者の処遇、訓練、雇用、看護、監置プログラムの決定のことを指す。
- (13) Bershad, *supra* note 6, at 402 n. 112; Note, *supra* note 6, at 1233.
- (14) Note, *supra* note 6, 14. 女性重罪犯の矯正施設を有しない州が八州あるとする。アイダホはその女性受刑者をオレゴンに送り、エリザベス・シャーローン・エリザベス・マサチュー・セントラルに送り、セントラル、ノースダコタ及びワイオミングはネバラスカに送った。ハワイは二年以上の刑の宣告を受けた女性を二五〇〇マイル以上離れたカリフオルニア等に送った。Id. at 1232 n. 13. 女性矯正施設が比較的に隔絶した所にあることは必ずしも不利なものとは言えないと主張する者もある。即ち、孤立化することでそれ以前の環境から離れて、再起のための契機となりうる、と。併し、このよしな利点がある反面、隔絶のもたらす諸種の現実的不利益にははるかに及ばない、というのが一般的の見解である。Id. at 1233. 英国では、IIIの男性刑務所に対し、女性受刑者のためには Holloway 及び IIIの remand centre があるだとかどうか、ハムバード島の Holloway が懲役院または別途設立された所にあるようだ。R. King & R. Morgan, *The Future of the Prison System* 128 (1980).
- (15) State ex rel. Olson v. Maxwell, 259 N. W. 2d 261 (1977).
- (16) Bershad, *supra* note 6, at 403. Maxwell 事件の状況を除いては、受刑者は特定の刑務所に拘禁されねば絶対的権利を有するものではない、といふのが一般的である。Meachum v. Fano, 427 U. S. 215, 96S. Ct. 2532 (1976) によると、最高裁判所は収容者は同一州内にあるが療護能力の劣った施設に移れない権利を有するものではなし、むしろ原判決を破棄した。Stevens, Brennan, Marshall 判事は反対意見であった。P. Montayne v. Haynes, 427 U. S. 236, 96S. Ct. 2543 (1976) によると、仮令収容者の主張する行為が移送の理由であつたとしても、意見の聽取なしに移送されるとして原判決は破棄された。先の三判事は反対意見であった。連邦下級裁判所及び州裁判所は、いわゆる判例を州際の受刑者移送に適用した。Curry-Bey v. Jackson, 422F. Supp. 926 (D. C. Cir. 1976); Girourd v. Illogun, 378A. 2d 105 (1977). 併し、当局の生み出した権利乃至期待がある場合など、移送前に意見聽取が必要であり、又、その決定に対しては理由が示されねばならぬ。Olim v. Wakinekona, 103S. Ct. 1741 (1983) 裁定。

## 刑法における男女の取り扱いの同等性（二・完）

(17) Note, *supra* note 6, at 1234 によれば、男性受刑者に対して唯一の施設しか有しない州は、アリゾナ、テーカンサス、トイタホ、モンタナ、セントラル・オーバンクション、ネブラスカ、コロラドで、ワイオミングの九つであった。 Nebbia のような収容者の少ない州でも男性施設としては重監禁刑務所と中警備刑務所となるべきいた。

(18) ただ、モンタナでは処遇とりべどりのためのロード・センターの設立が認められた。 Bershad, *supra* note 6, at 430.

(19) ロード・センターの一つの女性施設には、公判前の者が長い終身刑受刑者まで収容されていた。他方、男性のためには、大手の Community Correctional Center (Jail)、即ちの矯正施設、そして、即ちの conservation camp がおいた。テキサス州では、女性矯正施設は唯一であるが、男性矯正施設として五歳以上の罪犯者のための施設が二つと診断施設として身体及び精神障害者のための処遇センターがあつた。 Note, *supra* note 6, at 1234.

(20) Fort Worth にある連邦施設は若年の短期受刑者を収容し、 Alderson 及び Terminal Island は重罪犯全部を収容している。これに対し、男性施設としては六つの penitentiary (即ちのものは若年犯罪者を収容)、即ちの reformatory (若年犯罪者を収容)、大手の矯正施設 (即ちのものは精神障害犯及び精神弱のためのもの)、即ちの prison camp、即ちの detention center、即ちの medical center そして幾つかの community treatment center がある。 Note, *supra* note 6, at 1235。連邦施設受刑者の異質性及びその処遇目的との関連などによつて、一般の Rose Giambardino, Society of Women 75 et seq. (1966) 参照。

(21) Note, *supra* note 6, at 1235—36.

(22) Canterino v. Wilson, 546F. Supp. 174 (1982). これは Johnstone 罪事は、死刑上の多くの論点にわたる男女矯正上の不平等性を詳細に展開したもの。

(23) Id. at 181.

(24) Cf. Mitchell v. Untreiner, 421F. Supp. 886, 895 (1976); People v. Andrea, 210N. W. 2d 474 (1973). 被告者は、 "ふたば" & Detroit House of Correction は拘禁された女性が good time credit を取ったが、男女差がある、"ホール考査による差別があると主張したが、退せられた。前者では、フローラー Escambia County Jail の収容者が、 trustees による虐待が認められ、及び警備の厳しくない施設で服役するかを許されなかった。" 男性受刑者と区別扱はれたが、出獄後、

離れた。McMurtry v. Phelps, 533F. Supp. 742, 767-68 (1982) やば、アリソン農場や trusteesとして洗濯、調理、給仕人として働く、感覚的な拘禁の少ない拘禁を取扱う女性収容者に対して禁止してくるカウンセラー・ヒーリングの方程式達である。ただし、基金の欠如を理由とする代りに、男女は分離されなくてはならないとの chimical な議論を開闢した。裁判所は、中間審査基準を用いて実質的統治目的に問題でなければならぬとしたとして、それを退けた。

(25) Bershad, *supra* note 6, at 405. 標題による男性的開拓者と女性の家族関係について最初の包括的研究として Pauline Morris, *Prisoners and Their Families* (1965) を参照。Phyllis Baunach, *Mothers in Prison* (1985) などの種々の題題を包括的に扱う。See Sally Lawrence, Book Review, 78J. Crim. L. & Crim. 220 (1987). 父親と子供の関係が課題として指摘される。

(26) Van Wormer, "Social Function of Prison Families : The Female Solution", 9 J. Psych. Law 181 (1981).

(27) 場所的関係の異議申し立てによれば、一般に先の移送、施設開拓の所で扱われる。ハーリーは個別手続の態様の関係が扱われた。

(28) contact visit とは対面して現実の身体接触が許される。他方、武器その他の禁制品の授受の可能性も生まれる。多くの刑務所は一定年齢以下の子供の面会を許していない。子供の面会が許される場合でも、その面会の権利は通常極めて限定的である。母親は通常硝子越しにその子供を見るだけでも身体の接触は許されない。更に、関係機関は乳児院等の児童施設による子供の面会を好まない傾向が見られる。Nota, "On Prisoners and Parenting", 87 Yale L. J. 1408, 1425 (1978) では、子供が少くとも週に一度数時間の面会を許されなくとも、やむ際離隔の親子の交流接触が可能な快い環境が整えられており、それが大いに勧告される。若干の州、例へば Maryland Correctional Institution for Women やば、毎週週末プログラムによる「歌謡」、ンジャーフェスティバルが用意されている。Nebraska State Reformatory や Mother Offspring Life Development Association は、ログランを有してて、一定年齢以下の子供に母親と一緒に週間半やの面会には在住するのを許している。

(29) 収刑者は絶対的面会権をもつものでない。なぜ一般に是認せらる。例えば Wojczuk v. Cuyler, 480F. Supp. 1288 (1979), 田 Valentine v. Englehardt, 474 F. Supp. 294 (1979) が、収容者の子供に対する面会権を否定するのを違憲とする。Passaic County Jail の面会手続は極端に制限的であった。すべての一般面会は硝子板や仕切られ、互に

刑法における男女の取り扱いの同等性（二・完）

- 電話や金額トナリヒジナットレード」一欄同じく成人一人おいや、時間は30分以内に限られた。又、一八歳未満の子供は特別の場合は（一方の親が死亡した時のような）やむを得ない場合は許されなかつた。この論点については裁判所の態度は概ね好んで「監禁は法的上問題ない」と見なす傾向にある。既に監禁は「監禁は法的上問題ない」と見なす傾向がある。
- (38) Inmates of the Allegheny County Jail v. Pierce, 612F. 2d 754 (1979) では、医療監禁の必要性と政治的理由で接觸面倒難堪な状況下に置かれたが是認めた。
- (39) Block v. Rutherford, 104S. Ct. 3227 (1984).
- (40) Id. at 3234. Marshall, Stevens, Brennan 審議官反対意見である。Also see Bell v. Wolfish, 99S. Ct. 1861, 441 U. S. 520 (1979).
- (41) Canterbury v. Wilson, 546F. Supp. 174 (1982).
- (42) Id. at 207.
- (43) Molar v. Gates cited in Bershad, *supra* note 6, at 407.
- (44) McMurry v. Phelps, 533F. Supp. 742 (1982) によると、女性收容者は接觸面積を認めないと制度の改善が命じられた。
- (45) Bershad, *supra* note 6, at 407.
- (46) S. Zalba, Women Prisoners and Their Families 2, 3 (1964) cited in Helen E. Gibson, *supra* note 8, at 225. 子供が乳児院等に入れたるか、やのヘーンチャード・カーネギー母子の接觸は消极的态度を示す。母子の接觸の改善は子供が再社会化的過程で有効であるうか。
- (47) Bershad, *supra* note 6, at 407-408. 母親された女性の大O乃至ハOが子供を抱いておらず、しかも、心の深半分は誰の扶助者でないとか、母親たる取扱者のハOをせむの子・母親は「離れたふれぬ離隔を抱く。女性收容者は平均11・51人の子供を抱く」男性収容者は「11人やめたがる」と。Sack, Seidler & Thomas, "The Children of Imprisoned Parents," 46 Am. J. Orthopsychiatry 618 (1976); 抜陥等の原因による Lee Bowker, Corrections 122-123 (1982); Peter Evans, Prison Crisis 57 et seq. (1980) 記載。
- (48) Carole Gibbs, "The Effect of the Imprisonment of Women upon Their Children", 11 British J. of Criminology

- (113) (1971) : Note, supra note 28. 父子関係の歴史的発展は最初公私混在の精神分析理論の中から現れた。 Bowly, "The Nature of the Child's Tie to His Mother," 39 Int'l J. Psychoanalysis 350 (1958); Wald, "State Intervention on Behalf of 'Neglected' Children," 27 Stan. L. Rev. 983 (1975); J. Goldstein, "Medical Care for the Child at Risk," 86 Yale L.J. 645 (1977).
- (43) Bershad, supra note 6, at 408; Note, supra note 28. 1974年のべ16刑務所調査によれば、119の施設では親子関係における処遇問題が多かった。 Bershad, id. Cf. C. R. Dodge, A World Without Prisons (1979).
- (44) Bershad, id.
- (45) In re Jacques, 138A. 2d 581 (1958) cited in Bershad, id. Also see Note, supra note 28, at 1428.
- (46) 裁判所、児童福祉機関は「一般的な「子供の最高利益」」をもつてを重視しがねである。子供の生育上の諸々の決定は母親との相談なしに決定される。母親は孤立感と無力感に陥るが故に、出所時に必要な自立の感性を獲得するのを妨げられる。 Helen Gibson, supra note 8, at 225.
- (47) Cf. Stanley v. Illinois, 405 U.S. 645, 92S. Ct. 1208, 1216 (1972). マニハイムやブートの親は、必ず子供の監護権を奪ふべき前立コトニハタガ取立の権利を有するとする。
- (48) Bershad, supra note 6, at 410-11. 反対論は管理運用上の便宜を主張するものやあるが、それは立法上の近視眼に外なるが如きである。多くの実験がカット・ケニア方式を採用したが、それは、「親権放棄」の論争のものが議論の余地のあるものとなるべきである。「カット・ケニア」のトトローチは積極的な歩みである。蓋し、それは子供をめぐる女性に対する追加刑の道筋を減少させるのであり、他方、女性受刑者の良好なリバウンド率への蓋然性を高め、その刺戟を高めるからである。 Id.
- (49) マニハイムは一年（一九八一年）、「第一ハイマード」は一年（一九八一年）である。トトローチの法は刑務所で生れた子供は限りで適用されるが、Holloway 及び Styall & 機関では「115頁」Ashdown Grange Open Prison では「職業や活動など」 Fitzgerald & Sim, British Prisons 90 (2d ed. 1982).
- (50) 城崎裕（監視係）「監視係や巡回警は女性施設にいたりは希望である。 Note, supra note 6 によれば、サンブル

## 刑法における男女の取り扱いの同等性（二・完）

の四七の男性施設のうち一一〇を除いたすべてが銃撃塔を有し、女性施設でそれを設置していたのは一五施設のうち二施設だけであった。又、サンブルの男性施設の半数は石かコンクリートの壁を有し、女性施設ではチャレンジングの柵以上の堅固のものを有する所はなかった。女性施設の三分の一は周囲の壁を全く欠いており、同様の男性施設は四七のうちの一一〇を構成しなかった。Id. at 1237. Alleghenies Federal Reformatory for Women リンゼー R. Giambardino, Society of Women 21 et seq. (1966) 参照。

(49) Note, *supra* note 6, at 1238 によれば、例えば Virginia State Industrial Farm for Women は、セントラル中継の最も起伏に富む美しい田園地帯を見渡すと、赤レンガ造りの建物はカントリーハウスの外観を呈してゐた。South Carolina's Harbison Correctional Institution for Women は、以前はカレッジであった。又、West Virginia State Prison for Women の主要建物は、以前ザラバーン・ホテルや旅館など。C. R. Dodge, *A World Without Prisons* 15 (1979) は、女性施設は費用がかかると指摘する。又 Rosemary Herbert, *supra* note 6, at 1194 では、女性施設の利点とわれている諸点の反面の不利益が指摘される。一九七一年に開設された Purdy Treatment Center は女性刑務所の第三モデルの予備的出現（監置セドン、改善セドンに対するもの）が見えてゐる。N. H. Kuffer, *supra* note 1, at 172 参照。

(50) 例えども、女性施設の睡眠区画は private rooms が通例であり、男性施設は多数の寝台を備えたパラカクであるとか、多くベッド cellblocks を通例とする。Note, *supra* note 6, at 1238 によれば、サンブルの二五の女性施設のうち一一〇は private rooms から成っていた。男性施設では private rooms を有するのは四七施設のうち六つだけであった。男性受刑者の圧倒的多数は cells 乃至 dormitories に居住せられていた。ソリューション cell と room との違いには注意を要する。

(51) Note, *supra* note 6, at 1238 によれば、サンブルの女性施設の八〇%は全収容者のためにアライメントな洗面所を提供してゐるが、男性施設では四五%に限られる。

(52) Id. at 1239 によれば、サンブルの男性施設ではアライメントシャワー施設をもつ所は皆無であり、女性施設では一五のうちの九つがそれを備えていた。

(53) Id. at 1238 によれば、サンブルの女性施設のうち一〇を除くすべては収容者が居住空間を装飾するのを許容する一方、そのようなことを許容する男性施設はその三四〇に過ぎなかつた。その理由としては、男性は家庭的雰囲気を求めるとは見られないとか、房室の搜索を容易にするためとか言われる。実質的な目的合理性を欠くこれらの型式が持続するといふこと、

かしの因襲的観念の擬似道德的影響力の根が看取られるべしである。

(45) *Id.* at 1238 によれば、女性受刑者に制服の着用を求める所はオハグスの「刑施設のうち大いに喰えず、男性施設の場合には四七施設のうち四四が制服着用を求めていた」。

(46) Helen Gibson, *supra* note 8, at 221 によれば、カリフ・タルニアの女性施設の第一印象はよい。銃撃塔も、石壁もなく、制服や脱糞いや、武装した看守もしなかつた。それはカレンジのキャラベスのようである。併し、それは上辺だけの類似性に喰えず、物的障壁は人的障壁に取って代わられてゐる。銃は厳格な規則に取りかえられ、鉄格子は網あらわる警戒によつて取りかえられてゐる。内部に入るや否や無数の規則に気付かれるを得ない。(47)

(47) Note, *supra* note 6, at 1241-42 によれば、例えは、「シガンの女性受刑者は first through eighth grade 乃至 study release の教育プログラムを与えられないが、一つの男性刑務所ではそのようなプログラムが開設されていた。カリナルトでは、study release は女性受刑者には活用できず、男性受刑者にのみ提供されていた。アラバマ、デラウェア、マサチューセッツ、ネバダ、モンタナバニア、テネシー及びウエストガーリングニアでは、夫々少くとも男性刑務所の一つで提供されてゐるカントン・システムの教育課程は、女性受刑者には開かれていたが、」

(48) *Id.* at 1242 によれば、この比率は、カリナルニアの女性施設では一対一〇六、男性施設では一対一九五であった。イリノイ州は、一対二四二一対二八二であり、シカゴ州では一対五〇と一対四五であり、ミシシッピでも一対一五七一対一一一である。

(49) *Glover v. Johnson*, 478F. Supp. 1075 (1979).

(50) 女性受刑者に提供される「リトル・カンパニー・ローブ」は、他の選択の権が狭く限定せられてゐる、「歯も口もしゃがむ」の如きを眞面目に首尾よく履修するといふのが困難な点もありだためである等の主張された。裁判所は、「...リトル・カンパニー・ローブ」上の実質的等価性が維持、保証されねばならないとした。*Id.* at 1083-84.

(51) Note, *supra* note 6, at 1042-43. 出前の規模の大きさ、女性施設や職業訓練プログラムは他の四つの中でも「性別による」とかやりで提供される訓練の内容から判断される。*Lew Bowker, Corrections 123 (1982)* は「isolation, sexism 及び scale of discrimination」。Helen Gibson, *supra* note 8, at 225-26 は「職業訓練一般の欠陥に加えて女性職業訓練の特有の問題として、社会一般や女性自身のやう「男性移動者・女性依存者」というステレオタイプ化された考え方の残

存的影響及び利用可能な訓練が「女の仕事」ふむわねんぶらなものに限られてゐることを指摘する。

(61) Note, *supra* note 6, at 1243 によれば、チャーチの男性刑務所における平均アロカラム数は10・11であり、女性刑務所のやれば11・12であった。最大では、男性刑務所の39に対し、女性刑務所は6であった。尚、チャーチ女性施設の取扱者数は四四名から七三九名に及ぶやうだが、クロタグラムを全く有しない施設はなく、又、四四五以上のクロタグラムを有するものあり得なかつた。

(62) Note, *supra* note 6, Appendix II によれば、男女施設で共に auto body, auto mech., baking, barbecing, brick masonry, build. maint., build. trades, cabinet making, carpentry, cooking, data proc., drafting, electronics, eng. & appl. rep., farming, horticulture, machine shop, meat cutting, painting, plumbing, printing, radio-tvrep., shoe repair, welding があるが、男女施設で共に clerical, cosmetology, dental tech., floral design, food service, garment mfr., housekeeping, IBM keypunch, nurses' aide がある。

(63) Bershad, *supra* note 6, at 412.

(64) 横井「施設内における職業訓練は、被監禁者の精神的癡昧化による緊密な連係なしには施設訓練は浪費である」と謂ふ。

Id.

(65) McLanore v. State, 186 S. E. 2d 250 (1972) in Krantz, *The Law of Corrections and Prisoners' Rights* 428 (2d ed. 1980) ザ、政府は收容者を教育したが、々々がしたがる施設上の義務などある。 Russell v. Oliver, 392F. Supp. 470 (1975) ザ、収容者は職業上の技能を得る権利はない。K. Smith v. Schneekloth, 414F. 2d 680 (1969) ザ、未だ麻薬喫食者に社会復帰的な職業訓練や待遇を提供するが、かくして、ハーバード修正第八条の殘虐刑禁止条項に違反する。

(66) Glover v. Johnson, 478F. Supp. 1075 (1979).

(67) Id. at 1086—87.

(68) Counterino v. Wilson, 546F. Supp. 174 (1982).

(69) Id. at 188—96.

(70) Id. at 211.

- (75) Id. at 209—12.
- (76) Bershad, *supra* note 6, at 430.
- (77) work release と vocational training release が、昼間正規の仕事乃至職業訓練目的で外部の仕事場乃至職業訓練所に通じ、夜晩へ戻来は懲役に戻り来て報告を終らなければならぬ旨を指す。
- (78) Katharine Krause, "Denial of Work Release Programs to Women: A Violation of Equal Protection", 47 So. Calif.J., Rev. 1453, 1457—58 (1974). 女性労働者が work release を受けない限り、合理的審査基準の下で他の積極的な基準の下で排除されなければならない。運用上の便宜や経費がかかり運営がむづかしいなど、やれらの基準の下で正当な理由がない以上は、工作の拒否は違憲である。Id. at 1489—90.
- (79) 一因の州の矯正施設の調査によれば、work release を受けた女性が収容者の10%、ハーフイヤーの女性収容者の10%に過ぎなかつた。ハーフイヤーの女性が work release を受けることを認める制度がおあり。又、リードモードや必要性と合理性があればその家族を看護するため女性収容者を放逐するため work release を用いる権限が認められる。Bershad, *supra* note 6, at 414, 430; Singer, "Women and the Correctional Process", 11 Am. Crim. L. Rev. 295, 301 (1973).
- (80) Katharine Krause, "Denial of Work Release Programs to Women", 47 So. Calif. L. Rev. 1453, 1459—60 (1974); Conterino v. Wilson, 546F. Supp. 174 (1982); Bershad, *supra* note 6, at 415. Also see Comment, "Women's Prisons", 1973 Wis. L. Rev. 210, 218. work release は女性にとって先駆的なものだといつてよい。即ち、一八八〇年に Framingham の女刑務所で work release が始まりが開始された。併し、一九一〇年にケベック州が Huber Law を制定したのが女性が収容される始だ。一方の内閣閣官の時代で女性は work release を実現する機会がなかった。
- (81) People v. Lemon, (N. D. Cal. 1972) cited in K. Krause, *supra* note 74, at 1460—61.
- (82) Dawson v. Garber, (N. D. Cal. 1972) cited in K. Krause, *supra* note 74, at 1461.
- (83) ただ三月の猶予期間が認めた。裁判所は、やむを得ないから女性を排除するのは「極端に非憲法的であら」「性差別の公然たる領域」であると述べた。Id. 11の判決は拘らずそれはまだ広く適用されるべきはなかつた。

刑法における男女の取り扱いの同等性（二・完）

- (80) Counterino v. Wilson, 546F. Supp. 174 (1982).
- (81) vocational training release もは、刑務所での拘禁の最後の九〇日間をカウントし、ハリケンに似た形を許す制度  
相手で、職業訓練を受けた者は假釋されるべきになる地域で仕事を探したら、職業訓練校に通つて以  
るやうな女性刑務所 gradual release もりだ。同じ目的をもつものであるが、但バロール適性の男性受刑者に限られる。  
expedient release は、早く出所する刑務者に対し雇用機会と家庭計画が確立される場合に早期假釋を許すもの  
である。Id. at 196, 209-12.
- (82) Glover v. Johnson, 478F. Supp. 1075 (1979). Cf. Rosemary Herbert, supra note 6, at 1191-92; Bershad, supra  
note 6, at 415-16.
- (83) work pass の如きや出所工作 release も同様である。
- (84) Glover v. Johnson, 478F. Supp. 1075, 1093 (1979). 尚、裁判所は、単に経済的考慮だけでは刑務所の男女の待遇差を  
指摘せよなどした。やがて採用された基準は所謂中間審査基準であった。
- (85) Molar v. Gates, (1979) cited in Bershad, supra note 6, at 416.
- (86) Bershad, supra note 6, at 416-17.
- (87) Cf. McMurry v. Phelps, 533F. Supp. 742 (1982). 例へば、ある女性はルイジアナの Ouachita Parish Jail に拘禁さ  
れた共犯罪連続 Ouchita Area Multi-Parish Prison Farm に送られた。後者では work release programs が採用可能  
であり、伐採、自動車整備、農場作業が認められた。裁判所は所謂中間審査基準を用いての不同等性は平等保護条項  
に違反するとした。Id. at 757-58, 767-68.
- (88) Note, supra note 6, at 1243. やの六-1のサンブル刑務所のうち五三は少くとも一つの工場をもつてゐる。受刑者が一  
〇〇名を上回るよくなれば、オフタ、マーカー、オーラン及びラシッシュの女性刑務所では工場を有しておなかつた。他方、サ  
ンブルの中の最大の女性施設（カコ・チャーチ）や最小の女性施設（ネブラスカ）も工場は一つであった。サンブルの男性  
刑務所の有する工場の平均数値は三・一一であり、女性刑務所では一・一一であった。
- (89) Id.
- (90) 要は、意識者や命多くの者が、囚人自身を除くが、そのような紋切り型の通俗観念の下で処遇されるべき一種の安易

「おお見やドーナル」しかも、何とかの通俗的觀念は恰もそれが自然であらうかのよひに次々と生徒が、腹を抱へぬれいふべしと相羽野間じねたいで子廻れるとことである。

- (91) Note, supra note 6, at 1236 によれば、サンブル刑務所のうち病院設備がないが、あつても小規模のものでしかなかつたのは女性施設では六七%、男性施設では二七%であった。又、サンブル中フルタイムの医者がいない施設は女性施設で八〇%，男性施設では一七%であった。フルタイムの歯科医がいない所は女性施設で八〇%，男性施設では一九%であった。
- (92) “シガノ”、“ベーリ”及びワシントン州では女性施設の収容者は外部医療機関に頼るのが慣例となつてゐた。他方、“シナベー”、“エーモータ”及びオレンジ州の施設にて Terminal Island の連邦施設等では、男性施設の医療看護部門と共に関係が成り立つてゐた。Id.
- (93) Bershad, supra note 6, at 421 によれば、女性受刑者は、喘息、薬物濫用問題、発作障害、高血圧、糖尿病、肝炎、心臓障害、肛腸障害等の割合が高さのに加えて、婦人科上の問題を有することが多いとされる。又、北東部諸州の四つの女性刑務所の受刑者の八〇%が拘禁中に健康障害を経験した。
- (94) Todora v. Ward, (S. D. N. Y. 1977) cited in Bershad, supra note 6, at 421—22; 565F. 2d 48 (2d Cir. 1977).
- (95) Todora v. Ward, 565F. 2d 48, at 50.
- (96) Estelle v. Gamble, 97S. Ct. 285, 291 (1976).
- (97) Id. 亦、過失の場合は命が亡くなると原判決は破棄された。Stevens 判事は反対意見を書いた。異常や残虐もあるがんやねん、当時の主觀的動機によって決まるらでござんす。罪の性格によつて決せられるべきである。Andersonville の状態が計画的なんのか、過失によるか、単なる貧困が生じたものであれ、残酷で非人間的であるといふに変わりはない、と述べた。
- Id. at 297.
- (98) Canterbury v. Wilson, 546F. Supp. 174 (1982).
- (99) Estelle 判決や確立された施設医療原理を具体化する医療看護一般の慣習につけられ、なお不明瞭である。Edwards v. Duncan, 355F. 2d 933 (4th Cir. 1966) によれば、收容者は合理的な医療看護を受ける資格を有するといはれられた。概要、事件毎に個別的に判断せらるべきだ。施設医療現場での具体的指針は必要であるが、長年わななかつた。
- (100) Garnes v. Taylor (D. D. C. 1976) cited in Bershad, supra note 6, at 423.

## 刑法における男女の取り扱いの同等性（二・完）

- (15) Bershad, *id.* at 426—24. 刑務所内の医療看護のための立法上の標準は用ひよつておもがくや。最も包括的な制定  
がおこなはれかでない。その標準としてはアメリカ医学協会のものに従ふべし。<sup>22</sup> *Id.* at 430.
- (16) Skinner v. Oklahoma, 32 S.C. 1110, 1113 (1942) によれば、判事は、結婚して子供を産むいふな人類の生存にとって根本的な権利であると認めた。されば、オクラホマの常習犯罪人断種法を無効としたものであら。又、妊娠初期に堕胎を行ふ権利は Roe v. Wade, 93S. Ct. 705 (1973) によって確立された。
- (17) Bershad, *supra* note 6, at 424. See *Todaro v. Ward*, 431F. Supp. 1129, 1143—51 (1977).
- (18) Bershad, *supra* note 6, at 425. *Laramie v. Helgemo*, 437F. Supp. 269 (D. N. H. 1977) 及び *Pugh v. Locke*, 406 F. Supp. 318 (M. D. Ala. 1976) やはり、栄養相談のために栄養士を雇ひしる及び健康のため特別の規定食を供与する上に命じられた。
- (19) 収容者を鎮静化せらるたむにトランキライザーを施用したり、抑圧感を中和するたむに気分を昂揚させらる薬物を用ひるゝなど、多くの刑務所の普通の実務であるが、多くの施設では投与前の妊娠検査が行われていなかつた。Bershad, *supra* note 6, at 425.
- (20) *Newman v. Alabama*, 349F. Supp. 278 (1972).
- (21) *Id.* at 282—83. 現代的分娩には集中的、即効的設備、器具の充実とバタフーの連係を要すらりとが認識されるべし。矯正施設内での対応は困難となる。
- (22) Note, *supra* note 6, at 1236—37 によれば、サンブルの女性施設でフルタイムの教諭師を有しないのは四〇%であり、男性施設では九〇%であった。宗派登録上多様性を有するのは女性刑務所では二一〇%、男性刑務所では七二〇%であった。
- (23) *Id.* at 1237 によれば、教師・収容者比にについて、例えば、ワシントンの Purdy 女性刑務所では一対一五〇である。他方、Walla Walla 及び Monroe にある男性施設では、夫々一対六五一一対三三である。又、モンタナ州 Panhandle における女性施設は、近くにある男性施設の受刑者と共に四人の教諭師を共有していた。
- (24) *Id.* at 1239 によれば、サンブル施設のうち、ズーリー、ネブラスカ、ミネソタ及びオレゴンの女性施設に運動場と称する施設はなく、施設があるだけであつたが、調査対象となつた男性施設はすべて運動場を備えていた。体育馆を有するのみ男性施設が七〇%、女性施設が四〇%であった。

- (三) Id.
- (21) Cooper v. Morin, 398 N. Y. S. 2d 36, 78 (1977).
- (22) Canterino v. Wilson, 546F. Supp. 174 (1982).
- (23) Id. at 201-02, 215. Also see Mitchell v. Untreiner, 421F. Supp. 886 (1976).
- (24) Cooper v. Morin, 398 N. Y. S. 2d 36, 67-68, 78 (1977).
- (25) Bukhuri v. Hutto, 487F. Supp. 1162 (E. D. Va. 1980).
- (26) Molar v. Gates (Cal. 1979) cited in Bershad, *supra* note 6, at 418.
- (27) Id.
- (28) Note, *supra* note 6, at 1239 以下など、規定によれば外用を付けてゐるが、ナトナル女性施設の80%、男出施設の45%が同様である。
- (29) 女性施設と同様に處置 Rose Giambardino, Society of Women 29 et seq., 39 et seq. (1966) 参照。
- (30) Note, *supra* note 6, Appendix 1 以下など、例えばカリフオーランド女性の比率は女性刑務所で11・0%、男性刑務所で4・8%である。一方で女性刑務所は女性刑務所のうち9%であり、メンシルベニアでは女性刑務所の4%、男性刑務所の1%である。
- (31) Id. at 1240 以下など、収容者は人頭の年次経費は、カラハキルリトの場合、男性囚へ長時間に亘る女性大へ10ヶ月（1・四倍）以上一ヶ月の場合、男性囚に女性囚へ1・1ヶ月に対し女性囚へ1・1ヶ月（1・1・八倍）、メンシルベニアの場合、男性囚へ女性囚へ100K0ヶ月（31・四倍）であった。“シカゴ”の場合、男性重罪犯と女性重罪犯を Parchman にあら單一矯正施設の分離区画に拘禁してあるが、その施設全体に対する年次経費は性別によって分けられる。
- (32) Id. at 1240 以下、そのような過半数近くの不満を採録している。Helen Gibson, *supra* note 8, at 222 以下など、Fox Lake シカゴハシナ中等級矯正施設では矯正官・収容者比は1対6であり、waupun の重警備施設では1対4である。
- (33) Id. at 1241 以下など、ナハツルの男性施設で制服着用を余る者は九五%、女性施設では四〇%である。Cf. Clarice Feinman, Women in the Criminal Justice System 42 et seq. (1980).

## 刑法における男女の取り扱いの同等性（二・完）

(25) Id. ジュリア・トゥルワーリー Julia Tutwiler Prison for Women リサウッドの男性職員がいたが、その他の男性施設には女性職員はいなかった。又、Purdy の女囚矯正施設 (ラムズレー) の職員の半分は男達であるが、Walla Walla の男囚施設には女性職員 (officers) はいなかった。

(26) Cf Terence Morris & Pauline Morris, Pentonville : A Sociological Study of an English Prison 326-27 (1963).

(27) 犯罪スターへの差別顕著な変化が生じたのは一九五〇年代の後半からである。例えば、黒人職員の数が増加した。一九六〇年代以後、女性は男性施設の職場から排除されてしまった。又、一九七〇年代以後女性が男性施設の看守 (wardens) などに就職するようだ。See Clarence Feinman, Women in the Criminal Justice System 50et seq. (1980); Gunther v. Iowa State Men's Reformatory, 612F. 2d 1079 (1980).

(28) Hudson v. Palmer, 104S. Ct. 3194 (1984). リボンサ Stevens 稽事の反対意見が以下である。ヤネル Brennan, Marshall, Hall, Blackmun 稽事が賛同した。

(29) だが、地域の制定法は大抵男女受刑者の離隔区画の分離を命じている。

(30) たとへキャラットなどの州では、女性受刑者は女性看守によってのみ監視され、また、女性受刑者は女性看守によってのみ検査されることを規定する所もある (ハドソン)。シカゴでは異性による身体検査を認めていない。多年の間、女性の矯正官の存在はむしろ例外であった。一九六四年の雇用平等の法条などによって変化への刺戟がもたらされ、女性は男性施設の看守としての雇用を訴えた。例えば、Dorhard v. Rawlinson, 97S. Ct 2720 (1977) や、最高裁は、トラバーバの矯正施設の身長・体重資格要件は一般的に女性の雇用を事実上排除するに違ひないので原意的で不法であると決定した。併し、当該州の施設の要警備状況が必ずしもそれが是認されるべくして原意を破棄した。Marshall, Brennan, White 判事は反対意見하였다。Guthier v. Iowa State Men's Reformatory, 612F. 2d 1079 (8th Cir. 1980) や、当該用務所は中警備施設であるが、常時監視の緊張気分はないので原意的でない。矯正職員の男女雇用差別は性的役割に基づいて時代遅れの観念だと指摘されてしまう。Note, "Sex Discrimination in Prison Employment", 65 Iowa L. Rev. 428 (1980).

(31) Perslud, *supra* note 6, at 420.

(32) Fortis v. Ward, 434F. Supp. 946 (S. D. N. Y. 1977), 621F. 2d 1210 (2d Cir. 1980); Krantz, The Law of Cor-

ections and Prisoners' Rights 320—27 (2d ed. 1980).

- (33) 434F. Supp. at 949.
- (34) 621F. 2d, at 1210, 1212. やはり女性受刑者のカーテン・シーチー権と男性看守の雇用上の権利とが対比せられ、双方の権利が尊重され、調整される結果がやたらやれども近くみれてる。
- (35) Button v. North Carolina, 501F. Supp. 1173 (1980).
- (36) Daugherty v. Harris, 476F. 2d 292 (10th Cir. 1973) やはり、男性受刑者の直腸検査は保安の必要上理由があり、合憲だといふんだ。Barfield v. Leach (D. N. M. 1974) cited in Bershad, *supra* note 6, at 420 やはり、女性受刑者の腫・直腸検査は保安の必要上福音場の婦人どうしておねだりせば合憲やあらわれた。
- (37) Avery v. Perrin 473F. Supp. 90 (D. N. H. 1973).
- (38) Bershad, *supra* note 6, at 426 並参照。
- (39) Bounds v. Smith, 97 S. Ct. 1491, 1495 (1977). See also Wolff v. McDonnell, 94 S. Ct. 2963, 2985—86 (1974); Procunier v. Martinez, 94 S. Ct. 1800 (1974); Younger v. Gilmore, 92S. Ct. 250 (1971).
- (40) Smith v. Bounds, 538F. 2d 541 (4th Cir. 1975).
- (41) Burger, Stewart, Rehnquist 刑事法改定。
- (42) Glover v. Johnson, 478F. Supp. 1075 (1979).
- (43) 裁判所は、法的素材・裁判所へのトクヤバの権利は適正手続条項に基づいて認められる *Wolff v. McDonnell*, 94 S. Ct. 2963, 2986 (1974) に依拠した。「法律図書がやむを得ないが、資格ある法的援助者がいるかたなれば、Bounds 刑事法の趣旨上務べるべきやうな」図書がやむを得ないが、それだけでは法的リテラシーの最も基本的な技術と通じてたゞ教育のための使用者としていた、右意義な援助が提供されたら問題ないさせやうだ」 *Glover v. Johnson*, 478F. Supp. 1075, 1096 (1979).
- (44) Canterbury v. Wilson, 546 F. Supp. 174 (1982).